

八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時: 平成 28 年 3 月 10 日 (木)
時 間: 午後 1 時 30 分 農地部会終了後
場 所: 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 21 名

出席委員数 15 名

2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、6 番 大沢 俊幸、7 番 村上 仁
8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄
14 番 谷地 秀典、17 番 赤坂 英夫、19 番 清川 新一 20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 4 名

1 番 齋藤 正人、5 番 前澤 時廣、10 番 荒川 喜一郎、15 番 石橋 充志、16 番 鈴木 恒夫
18 番 松橋 剛志

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政 GL 事務取扱）畑内 俊一、農地 GL 寺沢 智幸

部会議案案件

議案第 3 号 平成 28 年度農作業標準賃金の決定について

明戸部会長職代

それでは、これより農政部会を開会いたします。本日部会長が欠席ということで、職代の明戸より議事を進めてまいりたいと思います。ひとつよろしく願います。

本日の案件については、議案と協議案件がございますので、議案については農政部会委員のみの発言となりますので、よろしく願います。

それでは、本日の出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事次第に従って進めさせていただきます。

まず、議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「なし」との声あり)

明戸部会長職代

異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。3 番和泉俊雄委員、20 番下館敏委員の両氏をお願いいたします。

それでは議案第 3 号、平成 28 年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。この案件につきましては先月の部会協議会において、青森県の最低賃金の改正、当市の標準賃金の推移、近隣市町村との比較表を参考に協議していただいておりますが、持ち帰っていただき、本日の部会で決定することとしておりますので、よろしく願います。それでは、事務局から説明願います。

畑内参事

それでは、事務局畑内から説明いたします。

この案件につきましては 2 月の部会でも申し上げましたが、この標準賃金につきましては、農地についての農作業標準賃金でございまして、実際には地域農地の形

状、土壌の軟弱など、農作業の条件に配慮して当事者が両者協議の上で決めていただいているものでございますので、言わば目安となるものであります。それでは、お手元の資料の方を御覧いただきたいと思います。議案第3号関係資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

当市の年度別農作業賃金の推移と、表の右側に平成28年度改正案を載せております。平成28年度改正案を2月部会でお示した、青森県の最低賃金時給695円を8時間に換算した5,560円を下回っている項目の水田の田植、除草、刈取、畑の一般作業、果樹の摘果、袋かけ、収穫の項目を5,600円に引き上げる改定案を掲載しております。

また、2ページにつきましては、青森県の最低賃金の推移と、青森県の石油製品価格の推移について載せてあります。

3ページ、4ページは県内の市と町の状況について、5ページと6ページにつきましては、三八管内市町村の状況を取りまとめたものとなっております。参考にさせていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

明戸部会長職代

ただいまの事務局の説明に対し、皆様から御意見ございませんでしょうか。

委員

(「なし」との声あり)

明戸部会長職代

なしという声がありますので、それでは、御意見がないようですので、平成28年度農作業標準賃金については原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員

(「なし」との声あり)

明戸部会長職代

御異議なしと認めます。よって、議案第3号平成28年度農作業標準賃金については、原案のとおり決定いたします。これで本日の議案審議は終了いたしました。

終了

午後2時20分

以上は、3月農政部会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 農政部会長職代

平成 年 月 日

平成 年 月 日

八戸市農業委員会農政部会協議会概要

日 時: 平成 28 年 3 月 10 日 (木)

時 間: 農政部会終了後引き続き実施

場 所: 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 21 名

出席委員数 17 名

2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、5 番 前澤 時廣、6 番 大沢 俊幸
7 番 村上 仁、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一
13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、15 番 石橋 充志、17 番 赤坂 英夫、19 番 清川 新一
20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 4 名

1 番 齋藤 正人、10 番 荒川 喜一郎、16 番 鈴木 恒夫、18 番 松橋 剛志

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政 GL 事務取扱）畑内 俊一、農地 GL 寺沢 智幸

部会協議会案件

- (1) 平成 27 年度農業委員と農業者との意見交換会の結果について
- (2) その他

明戸部会長職代

続きますして、農政部会協議案件に入ります。それでは、部会協議案件、案件（1）農業委員と農業者との意見交換会の結果について、事務局より説明願います。

畑内参事

それでは説明いたします。お手元の平成 27 年度農業委員と農業者との意見交換会の結果について、という資料を御覧いただきたいと思ひます。

平成 27 年度農業委員と農業者との意見交換会は、去る 2 月 19 日金曜日にプラザアーバンホールにおいて、午後 2 時から行われました。参加者につきましては、農業委員 16 人、認定農業者 12 人、農業経営者協議会 3 名、関係機関として東北農政局青森支局から 2 名、三八地域県民局地域農林水産部から 2 名、南部地域農業共済組合から 1 名、八戸地域担い手育成総合支援協議会から 1 名、市の関係機関として農業経営振興センターから 2 名、農林畜産課から 1 名、中央卸売市場から 1 名、事務局 5 名、計 46 名が参加しました。内容としましては、まず始めに、農政の新たな時代について、東北農政局青森支局長による基調講演を約 50 分間行い、講演の後、農地中間管理事業をテーマとして全体の意見交換会を行いました。

主な意見の内容については、担い手経営発展支援金融対策としてのスーパー L 資金について、農家は運転資金がないと困る、スーパー L 資金の中に自由に使える運転資金を入れてほしい。ほか、産地パワーアップ事業の説明会等について、県はまだ行っていないが、このような事業は耕作放棄地の減少などに繋がっていくと思うから、早い時期に方向性を示してもらいたい。また、地区で圃場整備を進めるにあたって、担い手に有利な方法でやりたいと思っているが、一番のネックが不在地主が多いことである。国の強力な主導により、大規模農業を行わないと TPP も控え

ていることから勝てないと地主に働きかけてもらいたい。

ほか、青森県の稲作を公平感を持ってやってもらいたい、県費を使って青天の霹靂だけに金を掛けるのは不公平である、などの意見のほか、資料に記載のとおり意見が出されていました。以上で説明を終わります。

明戸部会長職代

ただいまの説明に対し、何か御意見、御質問等ございませんか。

赤坂委員

はい。

明戸部会長職代

赤坂さん。

赤坂委員

はい。質問でも何でもありませんけども、この記述の中で、主な意見等の内容の真ん中辺りに HACCAP と書いてあります。これは正しくは HACCP で A が一つ余分ですので消していただきたい。

畑内参事

申し訳ございませんでした。

明戸部会長職代

貴重な御意見ありがとうございました。そのほか何かございませんでしょうか。

谷地委員

はい。

明戸部会長職代

はい、谷地委員。

谷地委員

貴重な意見を頂戴しましたけども、参加者がもともと若い人達が大半以上占めるような形で出てきてくれればなと思います。八戸農協さんなんかかなり大きい規模になっていますので、お前の所から 10 人なら 10 人出せという形で公募して、たくさん若者の登用をして進んでいかないと。我々年寄りが喋っても何も意味がないとは言わないけれども、やはり若い人達を呼ぶような形で進めていければと思います。

明戸部会長職代

谷地委員から本当に貴重な御意見をただいま頂きました。事務局の方でこれをよく協議していきたいというふうに思っています。どうもありがとうございました。そのほか、何かございませんでしょうか。

村上委員

はい。

明戸部会長職代

村上委員。

村上委員

タイトルが農業委員と農業者の意見交換会となっていますけど、何故認定農業者と書いているのか。意味があるのですか。その方々全員が認定農業者という意味なんですか。

畑内参事

これは農業関係者ということで、農業委員とか認定農業者とか普通の農業者とかに出席を頂いて意見交換会を行うということで、出席した方が認定農業者が 12 人、農業委員が 16 人ということの内訳になってございます。

村上委員

その 12 人の中の 7 人というのが農業委員ってことで。

畑内参事

農業委員の方で認定農業者になっている方が 7 人。

村上委員

認定農業者の中に農業委員が 7 名含まれているってことで良いという事ですか。

畑内参事	そうです。
村上委員	農業委員は全部で 23 人ってことですか。
畑内参事	そうです。
村上委員	分かりづらい書き方しているなと思いました。要は、タイトルが農業委員と農業者のって書いてるから、農業者と農業委員は分けるべきじゃないのかなと思った、それだけです。
上村事務局長	本来であれば農業者、もしくは認定農業者だけでその席を作ればよろしいんですけども、実際のところ出席者が少ないということで、農業委員のうちからも認定農業者の方は認定農業者の立場というか席を分けさせていただいたということでこういう表記になってございます。今後とも、先ほど意見がありました但テーマ等を考えて、開催方法についてはまた考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。
村上委員	もう少し活性化するようなふうにしないと、内輪でやっているような感じがします。
明戸部会長職代	そのほか何かありませんでしょうか。
鳥喰委員	はい。先ほど谷地委員から指摘があったように、若い方々が大変少なかったと私も思っています。南郷でもかなり、若い人達が農業に対して頑張っていますけれど、今回大変素敵な基調講演ではありましたが、大部分は国の予算について説明しているだけで、地元の農業者、特に若い人が聞くような話ではなかった気がします。その辺も、事務局の方に考えていただければと。
上村事務局長	ごもっともだと思います。今回のテーマは難しいところがありました。青年就農給付金を貰っている方、若い方にも通知して、参加願ひたいということで連絡していたのですが、やはりテーマが遠い話だなと感じられてしまったのかな、と感じます。先ほども言ったようにテーマを考えながらですね、場合によっては農業者と言っていますけれども、ある程度テーマを絞った方が参加しやすいのではないかと思います。来年に向けてその辺を考えながら進めていきたいと思ひます。
明戸部会長職代	そのほか、ございませんでしょうか。それでは、ないようですのでこの案件については終了といたします。続いて、(2) その他に入りますが、会長より先の3月市議会における一般質問について、皆様に報告がありますのでよろしくお願ひいたします。
籠田会長	3月の八戸市市議会で農業委員会への一般質問がありました。2月29日の本会議において、答弁してまいりましたので、御報告いたします。質問は田名部議員から、会派の代表質問として、農業委員会法の改正についてと、荒廃農地解消への取組についての二点の質問でした。一点目の農業委員会法の改正については、農業委員の選任について市長が任命するものの、農業委員会としても自らの問題として捉え、各地区を代表する農業者が候補者となれるような活動をしてまいりたいという回答をしています。また、農業委員と新たに設置される農地利用最適化推進委員の役割については、農業委員は総会等による決定行為、農地利用最適化推進委員は現場活動を主に行うものとされているものの、両委員ともやはり現場を大事にということで、現場活動と会議上での議論と、一体になった活動ができるような体制を整備し、委員会としても十分に検討していき、今後の体制に対応したいということで

回答しております。二点目の荒廃農地解消への取組については、近年の調査結果を報告し、のうぎょうだよりの農地情報では、了解を得た場合に地番を明記する取組を始めたこと、農地台帳情報の閲覧システム農地ナビの活用や、農地中間管理事業の照会などを通して、農地の貸借・売買が成立しやすい環境作りに努めていることなどの取組状況を回答してまいりました。

初めての答弁で大変緊張しましたがけれども、農業委員会の活動についてや、また、農業委員会法の改正によってどのような課題があるのかということも多くの方にお知らせできたことは大変良い機会であったと思います。

また、農業委員会法の改正については、28年度中に農業委員と推進委員の定数や運営方法を定めることとなりますが、先行する弘前市や南部町との状況を調査しながら、農業委員会としても十分に話し合い、必要とあるならば、市長にも要望したいと考えておりますので、これからも皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。以上、報告を終わります。

明戸部会長職代

どうもありがとうございました。次に、荒廃農地の利用意向調査について、事務局から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

寺沢副参事

事務局寺沢より、平成27年度荒廃農地利用意向調査について御報告いたします。先月の部会の事務連絡で、荒廃農地の意向調査を2月下旬に実施する旨を案内しておりましたが、先週対象者へ調査書を送付いたしましたので、書類の照会を含め、途中経過を報告いたします。

それでは、表題に平成27年度荒廃農地利用意向調査について経過報告とある資料を御覧願います。概要ですが、農地法第32条第1項の規定により、平成27年度の利用状況調査で荒廃農地と判定して農地の所有者に対し、今後の管理に関する利用意向について調査を実施しているものです。対象は1,296人、筆数にして2,053筆、面積は374haです。送付内容ですが、案内文書は次のページに、利用意向回答書は次のページにありますので、順に御紹介いたします。そのほか、農用地等の貸付希望申込用紙、農地中間管理事業のPRチラシ、返信用封筒を同封しておりますが、本日は紹介を省略させていただきます。なお、文書は2月29日付けで発送し、回答期限は3月25日としております。

特記事項ですが、昨年12月に農林水産省から荒廃農地の利用意向調査の実施に関する通知がありました。内容は、毎年8月頃に利用状況調査を行うこと。その調査結果により、荒廃農地の所有者に毎年11月末までに利用意向調査書を発出し、翌年1月末までを回答期限とすること。今年27年度は2月末までに利用意向調査書を発出すること。半年後、利用状況調査を行う8月頃に回答内容どおりか現地を確認し、反していれば11月末までに農地中間管理機構との協議に関する勧告を行うこと。利用状況調査の日程を細かく定め、その徹底を強く呼びかけること、でした。

次に、荒廃農地への課税の強化に関する情報としまして、平成28年度税制改正大綱におきまして、平成29年度から遊休農地への課税を強化することとし、対象は農地中間管理機構との協議の勧告を受けた農地、との情報があります。勧告の対象となる農地は、農地法で規定されており、まず利用状況調査において、利用意向調査で表明された意思のとおりに行われていないと確認された場合。例えば、自分で耕作する、自分で売却先、貸付先を探すという意思表示をしたにもかかわらず、半年後に守られていなかった等の場合です。次に、利用意向調査から6か月経過しても意思の表明がない場合。最後に、利用意向調査で農業上の利用を行う意思がない旨を表明した場合です。

勧告の対象とならない農地は、利用意向調査で農地中間管理事業の利用を希望すると回答し、農業委員会から機構へその旨を通知し、その後農地中間管理機構側から基準に適合しない旨の通知があった時です。

これらのことから、耕作予定が確実でない方は、利用意向調査の回答の段階で農地中間管理事業の利用を希望すると回答いただければ、勧告の対象から外れ、課税

評価の対象からも外れることとなります。次のページの案内文書を御覧願います。

事務局では、今回の利用意向調査の実施に当たり、回答に迷った場合は、農地中間管理事業の利用を希望する、を選んでもらえるよう、意向調査の内容の説明で②、③、④を選んだ場合は半年以内に回答内容のとおり行われていない農地は農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告することとなり、また課税内容が変更となる可能性があります、と表記したところです。次のページの別紙1、利用意向調査回答書を御覧願います。

こちらは表に荒廃農地の地番を印刷した状態で送付いたしました。回答に当たっては、右上手順1の太線内に住所氏名等を記載してもらい、表の右側手順2の太線で囲っている欄に、1から4の中で選択して丸で囲み、返送をお願いするというものです。事務局の希望といたしましては、御自分で耕作、管理が難しいのであれば1を選択し、併せて同封した農用地等の貸付希望申込用紙を返送していただきたいと思っております。つきましては、周りの方から相談された場合には、その旨アドバイスしていただければと思います。以上で説明を終わります。

明戸部会長職代

ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見等ございませんか。

村上委員

先ほど御説明になった中で、最後にその旨を御説明ください、という話でしたが、その旨というのは①の農地中間管理事業の利用を希望するというふうにした方が良いですよということによろしいですか。どういう意味でしょうか。

寺沢副参事

そのとおりでございます。もし書き方に迷っているようなお客様がいらっしゃいましたら、①の農地中間管理事業を希望するというふうに回答していただければと思います。こう回答することによりまして、まず自分では耕作が難しいけれども、どうにかしたいという気持ちはある。農地中間管理機構にお願いしたいという意思表示を示していただきます。でも実際は荒廃しているような農地ですので、農地中間管理機構の方でも借受けできないという判断になって、最後はどうしても借受けが見つけられなかったということで、そういう返事がきます。そういうふうにお互い努力はしたという形が残ることによって、農地中間管理機構への勧告から外れるという形になります。そのためにも、①の農地中間管理事業を利用したいを選んでいただければ、課税強化から免れることになるのかなというところでした。以上です。

明戸部会長職代

村上委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

村上委員

はい、結構です。

明戸部会長職代

そのほか、何かございませんでしょうか。なければ、続いて平成28年4月以降の農地転用事務について、事務局から説明がありますのでよろしく願いいたします。

寺沢副参事

続きまして、平成28年4月以降の農地転用事務について御説明いたします。変更内容についてですが、昨年9月の農業委員会法改正に伴って、農地法の改正がありました。これまで、農地法第4条、5条の農地転用許可に当たっては、部会審議後、全て県農業会議へ諮問が必要でありましたが、改正後は農地転用面積が30aを超える場合は都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞かなければならないこととなりました。これにより、30a以下は意見聴取の義務がないということにもなります。なお、都道府県農業委員会ネットワークの業務は、青森県では県農業会議が担うこととなっております。

今回の農地法改正後の農地転用事務の中で、日程について青森県農業会議から案内がありましたので、次のとおりお知らせいたします。4月以降の事務の流れですが、①農業委員会での申請書受付が毎月11日から20日まで、②農業委員会部会

が翌月 10 日頃と、ここまでは同じです。転用面積が 30a 以下の場合、意見聴取の手續が省かれるため、③部会から 4 開庁日後となる翌月 14 日頃、許可証の交付となります。一方、転用面積が 30a を超え、4ha 以下の場合は部会後に③県ネットワーク機構へ意見聴取、④県ネットワーク機構による現地調査、⑤県ネットワーク機構の常設審議委員会での審議が月末にあり、⑥審議から 4 開庁日後となる翌々月 4 日頃に許可書の交付となります。

現行制度との比較ですが、従来は毎月 11 日から 20 日まで申請受付、翌月 10 日農地部会、翌月 18 日に県農業会議の常任会議を経て翌月 22 日許可書交付でした。平成 28 年 4 月からは、農地転用面積が 30a 以下の場合、毎月 11 日から 20 日が申請受付、翌月 10 日農地部会、ここまでは同じですが、14 日許可書交付と従来よりも 1 週間程度早くなります。一方、農地転用面積が 30a を超え 4ha 以下の場合、毎月 11 日から 20 日までが申請受付、翌月 10 日農地部会とここまでは同じですが、翌月末ネットワーク機構の現地調査、審議委員会、翌々月 4 日許可書交付となり、従来よりも日数が 10 日程度長くなることとなります。

これまでと違い、農地転用面積が 30a を超えるか否かで許可日が変わってきますので、今後の業務の参考として御承知くださいますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

明戸部会長職代

ただいまの説明に対し、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

委員

(「なし」との声あり)

明戸部会長職代

ないようですので、次に次回以降の案件について何か取り上げて欲しい内容などありましたらよろしくお願ひします。部会に限らず全般でも構いませんので、何かございませんでしょうか。赤坂委員。

赤坂委員

先ほど年度別の農作業標準賃金の推移ということで、決定させていただいた訳ですが、蒸し返すわけではないですが、私の方でも前回、実際この賃金がどういふことなのか精査をしてみました。労働賃金の手の方をですね、28 年度の改正案は 5,600 円ということになっていますけれども、これは青森県の最低賃金という法律的に決められたことがあって、8 時間であれば 5,600 円で、半端付けずに 5,600 円であることは非常に分かりやすくて良いなと思ひました。これは良かったと思ひますが、機械の部分についてはどういふ基準でどういふ金額になっているんだろうと。必ずしもやれということではありませんが、人手の賃金みたいに法的なことがあって、と説明されるとすごく分かりやすいんですけども。例えば耕起トラクターが 6,000 円だと、代かきが 6,200 円だと。これの前提条件というのはどういふ風に出てきたのかということが気になりました。こういうことを何かの形で、機械の償却代とか人件費とか燃料とか、色々なものがこの中に入っていて、例えば 10a 当たりどういふ査定になるんですという風にはできないかなと思ひましたので提案をさせていただきました。

明戸部会長職代

では疑問ということで。

赤坂委員

はい。

畑内参事

この作業賃金につきましては、色々な部分でどういふふうにしてその価格を設定すれば良いのかというのがあるかと思ひますけど、先ほど赤坂さんが仰っていたように機械代の原価表とか、私も過去のを遡って確認したわけではないのですが、やはり最初はある程度農業者の方からの状況とかを皆さんから聞いた上で、大体どれくらいでやっているのかという状況を聞いたり、後は機械の方の原価表等を加味し、周りの町村の状況とかを反響しながら、どういふ価格になったのかなと。それしか言えないんですけども。

赤坂委員	分かりました。
畑内参事	それですね、作業をやってもらう方については安い方が良いと思うし、やる方は高い方が良いと思うんですけども、これについても来年の 29 年に消費税が 10%になるということで、5%から8%の分はまだ加味していなかったの、それを踏まえて若干の価格改定が必要であればやるのも有りなのかなと思ってます。その際には皆さんとまた協議しながら設定していければと思います。
明戸部会長職代	今の説明で赤坂さんよろしいでしょうか。
赤坂委員	良いですが一つ、もしかしたらもっと高くなければならないのかも分からないですよ。正直言ったら機械も高くなっているし、燃料の値段も色々高くなっているし、人件費だって色々あるわけだから、1 回例えばこの年ならこの年、機械 30 万程度ならどのような型番で何年くらいもっているのかというようなことを試算をしてみても、実際にその様な形でやったら本当に 6,000 円くらいになるものなのとか。全部は大変なので一つくらいはやってみていただいたらどうかなと思ってます。
上村事務局長	作業委託ということなので、その人件費分ということもあるんですけど、今赤坂委員が仰ったのは固定費と言いますか、機械に掛かる分かりやすい部分だけでも試算してみてくださいかということだと思いますので、その点についてはまずトラクターくらいであれば、一つであれば試算はしてみたいと思います。
赤坂委員	急ぐことではありません。ただ来年から消費税が 2%プラスになるとか、人件費がアップするとか燃料の価格も非常に変わっていく、機械の設備の進化していく中で、1 回くらいどこかでやってみるというのも確認のためには良いのかなと思います。
上村事務局長	分かりました。
明戸部会長職代	そのほかございませんでしょうか。ないようですので、これにて農政部会を閉会いたします。本日は御苦勞様でございました。
終了	午後 2 時 40 分